

一般職の身分の取扱について

合併協定項目 B - 4 一般職の身分の取扱について次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会
会 長 島 多 慶 志

合併特例法に定める協議項目	B - 4	一般職の身分の取扱について
1 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。		
2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。		
3 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。		
4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。尚、現職員については現給を保証する。		

平成 年 月 日確認

風連町・名寄市合併協議会